

# スポーツ用具貸出規程

公益社団法人山口県障害者スポーツ協会

(目的)

## 第1条

公益社団法人山口県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）は、所有しているスポーツ用具（以下「スポーツ用具」という。）を各障害者団体等に幅広く貸出をすることにより、障害者スポーツ振興に寄与することを目的とする。

(事務所)

## 第2条

山口市八幡馬場36番地の1 山口県身体障害者福祉センター内

(使用許可)

## 第3条

スポーツ用具の貸出を希望する場合には、事前に使用許可申請書（別紙第1号様式）を会長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用許可条件)

## 第4条

- 1 スポーツ用具の貸出期間は、原則として1か月とする。
- 2 スポーツ用具使用による事故については、使用者の責任において対処する。
- 3 スポーツ用具の使用にあたっては丁寧に扱うこととし、破損した場合には速やかに協会へ報告するとともに、使用者の責任において修理する。
- 4 返却時には、清掃して返すこと。

## 附 則

- この規定は、平成21年7月1日から施行する。
- この規定は、平成26年4月1日から施行する。
- この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- この規定は、令和元年12月25日から施行する。